

出産手当金

出産手当金が受けられる期間

被保険者(労働者)が出産のために会社を休み、事業主から報酬(給与)が受けられないときは、健康保険より出産手当金が支給されます。

出産手当金は、出産の日以前**42日目(多胎妊娠の場合は98日目)**から、**出産の日の翌日以後56日目までの範囲で会社を休んだ期間について支給されます。**但し、休んだ期間にかかる分として、出産手当金の額より多い報酬(給与)が支給される場合は、出産手当金は支給されません。

出産が予定より遅れた場合

予定日より遅れて出産した場合は、予定日以後出産した日までの期間も支給されます。

たとえば、実際の出産が予定日より**4日遅れた**という場合は、**その4日分についても出産手当金が支給されます。**

支給される金額

出産手当金は、1日につき**標準報酬日額の6割**に相当される額が支給されます。

$$\text{標準日額} \times 2/3 \times \text{日数}$$

$$\text{日数} = (\text{産前42日} \pm \text{予定日とのずれ}) + \text{産後56日}$$

専業主婦の人や、国民健康保険加入者には支払われません。会社の健康保険や公務員の共済組合の被保険者本人で、出産した人に支給されます。

手続き

働いている会社に来るだけ早く、出産前に出産手当金請求書の用紙を頂き、出産した所(病院・産院)で証明していただき、必要事項を記入し提出しましょう。